

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄） 1

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄） 4

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

第三條（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）（外国人住民（同法第三十條の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）である申請者にあつては、同法第七條第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用署名用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。

8（略）

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に對し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「を」とあるのは「の」と、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七條第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認のための番号の利用等に関する法律第十七條第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」と、この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第三條の二（略）

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「（外国人住民（同法第三十條の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）である申請者にあつては、同法第七條第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」とあるのは「第十七條第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3（略）

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に對し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「を

する」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」と、当該の場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

## 6 5 (略)

第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、次条第五項に規定する領事官（次項において「領事官」という。）を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「を」を「を」にする」とあるのは「ののうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」と、この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

## 第七条 (個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項)

個人番号カード用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）

## 2 (略)

## 第十六条 (移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）

## 2 (略)

## 第二十二條 (個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。



とする。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 （略）

一の二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。

二）十四 （略）